

「平成 29 年度芸術文化魅力育成プロジェクト
企画運営業務」

提出書類様式集

平成 29 年 6 月

芸術文化魅力育成プロジェクト実行委員会

目 次

[応募提案書類]

様式 1	応募申込書	．．．．．	P. 2
様式 2	企画提案書	．．．．．	P. 3
様式 3	収支計画書	．．．．．	P. 7
様式 4	事業実績申告書	．．．．．	P. 8
様式 5	共同企業体届出書	．．．．．	P. 9
様式 6	共同企業体協定書	．．．．．	P. 10
様式 7	委任状	．．．．．	P. 13
様式 8－1	使用印鑑届（代表取締役用）	．．．．．	P. 14
様式 8－2	使用印鑑届（受任者用）	．．．．．	P. 15
様式 9	誓約書	．．．．．	P. 16
様式 10	誓約書（暴力団排除条例確認用）	．．．．．	P. 17

[その他]

様式 1 1	質問票	．．．．．	P. 22
様式 1 2	説明会参加申込書	．．．．．	P. 23

様式 1

受付番号

平成 年 月 日

芸術文化魅力育成プロジェクト実行委員会 様

「平成 29 年度芸術文化魅力育成プロジェクト」 企画提案公募

応募申込書

応募者	
団体名等	
代表者役職・氏名	⑩
所在地	〒
連絡窓口	
氏名（ふりがな）
所属（部署名）	
役職	
所在地	〒
電話番号 （代表・直通）	
F A X 番号	
メールアドレス	

様式 2

「平成 29 年度芸術文化魅力育成プロジェクト」 企画提案公募

企 画 提 案 書

記入日	平成 年 月 日
1 企画提案名 (企画提案する催しに名称を提案ください)	
2 応募事業者名	
団体名等	
3 提案金額 (実行委員会委託料)	
金	円 (消費税及び地方消費税含む)
4 事業全体の概要 (企画提案意図、実施体制 等) (鑑賞プログラムと育成プログラムは、相互に連携し一体のものとして企画運営することを前提に提案してください)	

5 総合プロデューサーの氏名及び選定した理由

6 若手プロデューサーの氏名及び選定した理由

7 鑑賞プログラムの概要

8 育成プログラムの概要

9 広報戦略

10 貴団体の企画提案が実施された場合、もたらされる効果や成果

※必要な場合は適宜、行を追加してください。

■鑑賞プログラムの具体的内容

実施日時	プログラム名	プログラムの目的・内容	実施場所	入場者・参加者数 (予定)

※必要な場合は適宜、行を追加してください。

■育成プログラムの具体的内容

実施日時	プログラム名	プログラムの目的・内容	実施場所	入場者・参加者数 (予定)

※必要な場合は適宜、行を追加してください。

様式3

「平成29年度芸術文化魅力育成プロジェクト」 企画提案公募

収 支 計 画 書

支出

項目	単価	数量	金額	摘要
① 出演料 プロラム出演者・講師等出演料			円	
② 会場使用料			円	
③ 音響・照明・舞台費 技術者代・設営費等			円	
④ 会場運営費 会場整理人件費等			円	
⑤ 印刷費 チラシ・プログラム・ポスター等			円	
⑥ 広報宣伝費 通信運搬費・広告料等			円	
⑦ 保険料 イベント保険等			円	
⑧ 企画制作費 プロデューサー人件費等			円	
⑨ その他経費 販売手数料・会議費等			円	
合 計			円	

収入

項目	金額	摘要
①事業収入	円	単価 円× 名 単価 円× 名 単価 円× 名
②その他 ()	円	
合 計	円	

○消費税及び地方消費税を含む金額で記載してください。

○積算内訳を別途添付してください。(様式は問いません)

差引 (実行委員会委託料) **支出ー収入**

円

様式 4

**「平成 29 年度芸術文化魅力育成プロジェクト」 企画提案公募
事業実績申告書**

業務名	発注者	実施年月	業務の概要	その他成果

事業者の実績と総合プロデューサーの実績は、別々に記入してください。
直近の実績から記入してください。（共同企業体の場合は、代表企業が提出してください。）
必要な場合は適宜、行を追加してください。

上記については、事実と相違ありません。

事業者名 _____

代表者氏名 _____ (印)

様式 5

共同企業体届出書

代表構成員	
芸術文化魅力育成プロジェクト実行委員会 様 『平成 29 年度芸術文化魅力育成プロジェクト』に係る企画提案公募について、下記の者と 合同で参加します。なお、参加にあたっては、代表構成員として各構成員を取りまとめ、芸術 文化魅力育成プロジェクト実行委員会に対する企画提案公募及び契約に係る一切の責任を負 うものとします。	
所在地	
商号又は名称	
代表者職氏名	印
構成員 1	
芸術文化魅力育成プロジェクト実行委員会 様 『平成 29 年度芸術文化魅力育成プロジェクト』に係る企画提案公募について、本届出書記 載のとおり合同で参加します。なお、参加にあたっては代表構成員と連帯して責任を負うもの とします。	
所在地	
商号又は名称	
代表者職氏名	印
構成員 2	
芸術文化魅力育成プロジェクト実行委員会 様 『平成 29 年度芸術文化魅力育成プロジェクト』に係る企画提案公募について、本届出書記 載のとおり合同で参加します。なお、参加にあたっては代表構成員と連帯して責任を負うもの とします。	
所在地	
商号又は名称	
代表者職氏名	印

様式 6

『平成 29 年度芸術文化魅力育成プロジェクト』に係る業務委託

共同企業体協定書

(目的)

第 1 条 当共同企業体は、芸術文化魅力育成プロジェクト実行委員会が発注する『平成 29 年度芸術文化魅力育成プロジェクト』に係る業務委託（以下「本件業務委託」という。）を共同連帯して受託することを目的とする。

(名称)

第 2 条 当共同企業体は、.....共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第 3 条 当企業体は、事務所を.....に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第 4 条 当企業体は、平成 年 月 日に成立し、その存続期間は〇年とする。ただし、この存続期間を経過しても当企業体に係る本件業務の請負契約の履行後〇ヵ月を経過するまでの間は解散することができない。

2 前項の存続期間は、構成員全員の同意をえて、これを延長することができる。

3 当企業体が芸術文化魅力育成プロジェクト実行委員会との間で本件業務について契約できなかった場合には、当企業体は第 1 項の規定にかかわらず、芸術文化魅力育成プロジェクト実行委員会が本件業務委託について他者と契約を締結した日に解散する。

(構成員の名称)

第 5 条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。（支店の場合は支店名）

1 名称.....

2 名称.....

3 名称.....

4 名称.....

5 名称.....

(代表者の名称)

第 6 条 当企業体は、.....を代表者とする。

(代表者の権限)

第 7 条 当企業体の代表者は、本件業務委託の受託に関し、当企業体を代表して、次の権限を有するものとする。

- (1) 発注者及び監督官庁等と折衝する権限。
- (2) 代表者の名義をもって見積、入札、契約の締結、委託代金の請求及び受領に関する権限。
- (3) 入札及び委託代金の受領に関する復代理人の選任についての権限。
- (4) 当企業体に属する財産を管理する権限。
- (5) その他本件業務に関して必要となる一切の事項を執行する権限。

(業務分担額)

第8条 各構成員の業務の分担は、別に定めるところによるものとする。

2 前項に規定する分担業務の価格については、次条に規定する運営委員会で定める。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、本件業務委託の遂行に当るものとする。

(構成員の責任)

第10条 構成員は、本件業務委託の契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(構成員の経費の分配)

第11条 構成員はその分担業務の実施のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配をうけるものとする。

(共通費用の分担)

第12条 本件業務の履行中に発生した共通の経費等については、分担業務の価格の割合に応じて運営委員会で定めるものとする。

(構成員相互間の責任分担)

第13条 構成員がその分担業務に関し、芸術文化魅力育成プロジェクト実行委員会、第三者又は他の構成員に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第14条 構成員は、芸術文化魅力育成プロジェクト実行委員会及び他の構成員全員の承認がなければ、本協定書に基づく権利義務を第三者に譲渡することはできない。

(受託途中における構成員の脱退に対する措置)

第15条 構成員は、発注者及び他の構成員全員の承認がなければ当企業体が本件業務委託を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち受託途中において前項の規定により脱退した者がある場合は、発注者の指示に従い本件業務委託を完成する。

(受託途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第16条 構成員のうちいずれかが受託途中において破産又は解散した場合は、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完成させるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第 17 条 当企業体が解散した後においても、成果品につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書の定めのない事項)

第 18 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

.....ほか.....社は、上記のとおり共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書.....通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

平成 年 月 日

所在地.....

名 称.....

代表者.....[㊟]

所在地.....

名 称.....

代表者.....[㊟]

所在地.....

名 称.....

代表者.....[㊟]

様式7 (構成員が支店等である場合の代表者から支店長等への委任)

委 任 状

平成 年 月 日

芸術文化魅力育成プロジェクト実行委員会 様

所 在 地

商号又は名称

代表者職・氏名

印

私儀 _____ (職 氏名) _____ を代理人と定め、
「平成29年度芸術文化魅力育成プロジェクト」に係る委託契約に関し、下記の権限を委任いたします。

記

1. 共同企業体結成に関する一切の件
2. 共同企業体の代表構成員に権限を委任する件
3. 委任期間 自:平成 年 月 日 至:平成 年 月 日

(注)委任状の様式は自由であるので、この委任状でなくても良い。

様式 8-1 (代表構成員が代表取締役の場合)

使 用 印 鑑 届

平成 年 月 日

芸術文化魅力育成プロジェクト実行委員会 様

〇〇××共同企業体

代表構成員

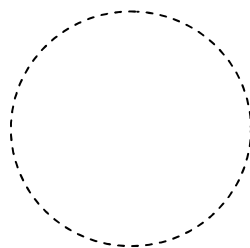
所 在 地

商号又は名称 〇〇 株式会社

代表者氏名 代表取締役 △△ △△ (実印)

私は、下記の印鑑を『平成 29 年度芸術文化魅力育成プロジェクト』に関し、次の事項について使用したいのでお届けします。

使用印鑑



1. 入札参加資格確認申請について。
2. 見積、入札、契約の締結に関する事。
3. 保証金又は保証物の納付並びに還付請求及び領収について。
4. 請負代金の請求及び受領について。
5. 復代理人の選任に関する件。

(注意事項)

本届は企業体の代表構成員のみ提出することになります。

様式 8-2 (代表構成員が受任者の場合)

使 用 印 鑑 届

平成 年 月 日

芸術文化魅力育成プロジェクト実行委員会 様

〇〇××共同企業体

代表構成員

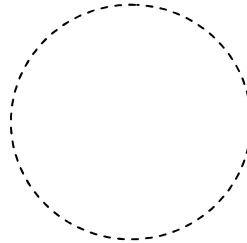
所 在 地

商号又は名称 〇〇株式会社 △△支店

役 職 氏 名 △△支店長 □□ □□ (印)

私は、下記の印鑑を『平成 29 年度芸術文化魅力育成プロジェクト』に関し、次の事項について使用したいのでお届けします。

使用印鑑



1. 入札参加資格確認申請について。
2. 見積、入札、契約の締結に関する事。
3. 保証金又は保証物の納付並びに還付請求及び領収について。
4. 請負代金の請求及び受領について。
5. 復代理人の選任に関する件。

(注意事項)

本届は企業体の代表構成員のみ提出することになります。

様式 9

誓 約 書

「平成 29 年度芸術文化魅力育成プロジェクト企画運營業務委託募集要項」に規定する企画提案公募参加資格をすべて満たしていることを誓約します。

必要な資格を満たしていないことが判明したときは、提案内容が失格となり、契約解除に伴う違約金の支払い、入札参加資格停止等の措置を受けても、異議を申し立てません。

芸術文化魅力育成プロジェクト実行委員会 様

平成 年 月 日

受託者 所在地
商号又は名称
代表者職氏名

㊟

(共同企業体の場合は、構成員全員が提出すること。)

様式 10

(元請用)

事業名： 平成 29 年度芸術文化魅力育成プロジェクト

誓 約 書

私は、芸術文化魅力育成プロジェクト実行委員会が大阪府又は大阪市暴力団排除条例に基づき、工事その他の委員会の事務事業により暴力団を利用することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約から排除していることを承知したうえで、下記事項について誓約します。

記

- 一 私は、芸術文化魅力育成プロジェクト実行委員会の工事等を受注するに際して、大阪府又は大阪市暴力団排除条例施行規則第 3 条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。
- 二 私は、大阪府又は大阪市暴力団排除条例施行規則第 3 条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、芸術文化魅力育成プロジェクト実行委員会から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 三 私は、本誓約書及び役員名簿等が芸術文化魅力育成プロジェクト実行委員会から大阪府警察本部に提供されることに同意します。
- 四 私が本誓約書一に該当する事業者であると芸術文化魅力育成プロジェクト実行委員会が大阪府警察本部から通報を受け、又は芸術文化魅力育成プロジェクト実行委員会の調査により判明した場合は、芸術文化魅力育成プロジェクト実行委員会が大阪府又は大阪市暴力団排除条例及び大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱並びに大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。
- 五 私が大阪府暴力団排除条例第 10 条又は大阪市暴力団排除条例第 7 条に規定する下請負人等を使用する場合は、これら下請負人等（ただし、契約金額 500 万円未満のものは除く。）から誓約書を徴し、当該誓約書を芸術文化魅力育成プロジェクト実行委員会に提出します。
- 六 私の使用する下請負人等が、本誓約書一に該当する事業者であると芸術文化魅力育成プロジェクト実行委員会が大阪府警察本部から通報を受け、又は芸術文化魅力育成プロジェクト実行委員会の調査により判明し、芸術文化魅力育成プロジェクト実行委員会から下請契約等の解除又は二次以降の下請負にかかる契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。

芸術文化魅力育成プロジェクト実行委員会 様

平成 年 月 日

- ・所在地
- ・事業者名
- ・代表者 印
(契約書に押印する印鑑と同一印)
- ・代表者の生年月日 年 月 日
(共同企業体の場合は、構成員全員が提出すること。)

(参考)

大阪府暴力団排除条例（抜粋）

第十一条 知事は、前条の趣旨を踏まえ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- 一 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、公共工事等に係る入札に参加するために必要な資格を与えないこと。
 - 二 入札参加資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合にあつては、当該入札参加資格者を公共工事等に係る入札に参加させないこと。
 - 三 入札参加資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合にあつては、必要に応じ、その旨を公表すること。
 - 四 公共工事等に係る入札の参加の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から一年を経過しない者であつて、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるものに対する前号に掲げる措置に準ずる措置
 - 五 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者を随意契約の相手方としないこと。
 - 六 公共工事等について元請負人及び下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合にあつては、当該公共工事等に係る契約を解除すること。
 - 七 前各号に掲げるもののほか、公共工事等からの暴力団の排除を図るために必要な措置
- 2 知事は、前項各号（第三号を除く。）に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、元請負人及び下請負人等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めることができる。
- 3 知事は、前項の誓約書を提出した者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認めるときは、その旨を公表することができる。

大阪府暴力団排除条例施行規則（抜粋）

第3条 条例第2条第4号の公安委員会規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は第1号から前号までのいずれかに該当する者のあるもの
 - ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
 - イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者

ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者

エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者

- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、条例第2条第5号に規定する公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

大阪市暴力団排除条例（抜粋）

第8条 市長は、前条の趣旨を踏まえ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、公共工事等及び売払い等に係る入札に参加するために必要な資格を与えないこと
- (2) 入札の参加者の資格を有する者（以下「有資格者」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該有資格者を公共工事等及び売払い等に係る入札に参加させないこと
- (3) 有資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、必要に応じ、その旨を公表すること
- (4) 公共工事等に係る入札の参加者の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1年を経過しない者であって、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるものに対する前号に掲げる措置に準ずる措置
- (5) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者を契約の相手方としないこと
- (6) 公共工事等及び売払い等の契約相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該公共工事等及び売払い等の契約を解除すること
- (7) 公共工事等の下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、契約相手方に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、契約相手方が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、契約相手方との当該公共工事等の契約を解除すること
- (8) 前各号に掲げるもののほか、公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除を図るために必要な措置

2 市長は、前項各号（第3号を除く。）に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、契約相手

方及び下請負人等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めることができる。

3 市長は、前項の誓約書を提出した者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認めるときは、その旨を公表することができる。

大阪市暴力団排除条例施行規則（抜粋）

第3条 条例第2条第3号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は前各号のいずれかに該当する者のあるもの
 - ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
 - イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者
 - ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にある者であつて、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にあるもの
 - エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

様式 1 1

質 問 票

平成 年 月 日

団 体 名	
所 在 地	
担当者氏名	
所属・職名	
電 話 番 号	
メールアドレス	

平成 29 年度芸術文化魅力育成プロジェクト企画運営業務委託 募集要項について、次の事項を質問します。

番号	箇所 募集要項等の名称・ 該当ページ・項目	質 問 事 項
1		
2		
3		

様式 1 2

平成 29 年度 芸術文化魅力育成プロジェクト企画運営業務委託 説明会参加申込書

芸術文化魅力育成プロジェクト実行委員会 様

次のとおり説明会への参加を申込みます。

団 体 名	
所 在 地	
参 加 者 名 (2名まで)	
連絡先等	担当者氏名 : 部署名等 : 電話番号 : Email :

申込締切：平成 29 年 7 月 12 日 (水) 午後 5 時

<説明会>

日時：平成 29 年 7 月 13 日 (木) 午後 2 時から午後 3 時 (予定)

会場：大阪市役所本庁舎地下 1 階 第 10 共通会議室
(大阪市北区中之島 1 丁目 3 番 20 号)